

議案第1号
三郷市空家等の適切な管理に関する条例
の一部改正について
(意見聴取)

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正

今後も全国で増加していく見込みである居住目的のない空家について、除却等のさらなる促進や有効活用、適切な管理を総合的に強化するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）」が令和5年6月14日に改正、公布された（公布から6か月以内の施行を予定）。

■法改正のポイント

①特定空家に対して命令等の手続きを経るとまがない場合の緊急時の代執行制度の創設

通常、特定空家の「代執行」にあたっては、所有者等への「指導」、「勧告」、「命令」を行ったのち、相当の猶予期間を設けてから実施する必要があるが、今回の緊急代執行制度の創設により、勧告済の特定空家については、強風や地震の影響で特定空家が損傷または倒壊した場合などの緊急時に限り、命令等の事前手続きを経ずに、代執行による必要な措置を講ずることが可能となる。

②管理不全空家の法への位置づけ、特定空家化を防ぐための指導、勧告に係る規定の整備

これまで法に位置づけのあった「特定空家」に加え、放置すれば特定空家になるおそれのある空家を、「管理不全空家」として新たに位置付けた。

管理不全空家に対しては、国が今後告示予定の管理指針に即した措置を、市区町村長から「指導」、「勧告」することが可能となる。勧告を受けた管理不全空家は、特定空家と同様に、固定資産税の住宅用地特例（6分の1等に減額）を解除される。

なお、管理不全空家に対しては、特定空家に対して可能な措置である、「命令」、「代執行」の規定はない。

2. 三郷市空家等の適切な管理に関する条例の改正

(1) 法改正への対応のために必要となる条例改正内容

■管理不全空家への勧告時における意見陳述機会の付与

【背景】

住宅用地特例の解除は、所有者等にとって実質的な税負担の増加となることから、現行の三郷市空家等の適切な管理に関する条例（以下、「条例」という。）においては、特定空家への勧告にあたっては、事前に意見陳述の機会を設ける規定を定めている。

【改正案】

今回新たに管理不全空家が法に位置付けられたことから、特定空家と同様に、管理不全空家についても、勧告前に意見陳述の機会を設ける規定を条例上に位置付ける。

<条例第7条関係>

現行	改正案
規定なし	管理不全空家に対する勧告前に意見陳述の機会を設ける旨を規定

★措置フロー

①特定空家（変更なし）

助言⇒指導⇒意見陳述機会⇒勧告⇒命令⇒代執行

②管理不全空家（新設）

助言⇒指導⇒意見陳述機会⇒勧告

※その他、管理不全空家に対する勧告や緊急代執行などの手続きに使用する様式の規則への追加、法改正により発生した条例及び規則中の根拠条文のずれに対応するための改正を行う。

(2) 法改正への対応以外で、空家等対策の強化を図るための条例改正内容

■ 応急措置の機動力強化（所有者への事前同意を不要に）

★ 応急措置とは

空家等が危険な状態となることが切迫し緊急に危機を回避する必要があると認めるときに、その危機を回避するために必要な最小限度の措置

★ 応急措置の事例

- ・ 飛散の恐れがある屋根や外壁を撤去する。
- ・ 飛散の恐れがある屋根や外壁をロープで縛る。
- ・ 倒壊の恐れがある樹木や工作物を撤去する。
- ・ 危険な空家等の接道部分等にカラーコーン等で簡易なバリケードの設置や、危険であることの表示を行う。

【背景】

市内においては、把握している空家の状態如何に抛らず、強風等により突発的に屋根や外壁の一部が崩落し、近隣住民や通行人に危険が及ぶ恐れのある事態が発生しており、消防部局との連携により、現場での応急措置を実施している。現行の条例においては、実施に際して所有者への事前同意が必要であるが、空家の所有者等は、緊急時に速やかに連絡がとれず、事前同意が得られないケースも想定される。





【改正案】

今回、近隣住民や通行人の安全確保のため、所有者等への事前同意を不要とすることで、現場における応急措置の機動力強化を図る。なお、事前同意を不要とする代わりに、所有者等への事後通知の規定を追加する。

< 条例第6条関係 >

現行	改正案
応急措置の実施にあたり、所有者への事前同意が必要	所有者への事前同意を不要とし、事後通知の規定を追加

3. 条例施行に向けた今後のスケジュール

項目	令和5年度						令和6年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
空家等対策協議会							
パブリック・コメント手続き							
3月定例議会上程						 公布・施行	

4. 条例及び規則改正案

(1) 三郷市空家等の適切な管理に関する条例（改正案）

平成29年3月27日

条例第9号

改正 令和元年12月16日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、事故、犯罪、火災等の防止及び良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市の区域内に存する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行うとともに、前条の規定による市の施策に協力するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等(市内に在住し、又は勤務し、若しくは在学する者をいう。以下この条において同じ。)は、第3条の規定による市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(応急措置)

第6条 市長は、法第9条の規定による立入調査等により、空家等が危険な状態となることが切迫し緊急に危機を回避する必要があると認めるときは、その危機を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、その所有者等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、所有者等又はその所在が判明しないときは、この限りでない。

3 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。

(管理不全空家等に対する勧告に関する意見の陳述)

第7条 市長は、法第13条第2項の勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(特定空家等に対する勧告に関する意見の陳述)

第8条 市長は、法第22条第2項の勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、法第13条第2項の勧告を受けているときは、この限りでない。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(空家等対策協議会)

第10条 法第8条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他の空家等の適切な管理に関し必要な事項を協議するため、三郷市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第11条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第13条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第15条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、まちづくり推進部都市デザイン課において処理する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 第11条第2項に規定する協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48

年条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和元年12月16日条例第20号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 三郷市空家等の適切な管理に関する条例等の施行に関する規則(改正案)

平成29年3月27日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市空家等の適切な管理に関する条例(平成29年条例第9号。以下「条例」という。)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(立入調査通知)

第3条 法第9条第3項の通知は、空家等立入調査通知書(様式第1号)により行うものとする。

(立入調査員証)

第4条 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証(様式第2号)とする。

(応急措置に係る通知)

第5条 条例第6条第2項の規定による通知は、応急措置実施通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 前項に規定する通知を受けた所有者等は、市長が定める日までに条例第6条第1項の措置に係る費用を納付しなければならない。

(管理不全空家等に係る指導)

第6条 法第13条第1項の指導は、管理不全空家等適切管理指導書(様式第4号)により行うものとする。

(管理不全空家等に係る勧告等)

第7条 条例第7条の意見を述べる機会の付与については、管理不全空家等

の勧告に係る事前の通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 法第13条第2項の勧告は、管理不全空家等適切管理勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(特定空家等に係る指導)

第8条 法第22条第1項の指導は、特定空家等適切管理指導書(様式第7号)により行うものとする。

(特定空家等に係る勧告等)

第9条 条例第8条の意見を述べる機会の付与については、特定空家等の勧告に係る事前の通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 法第22条第2項の勧告は、特定空家等適切管理勧告書(様式第9号)により行うものとする。

(特定空家等に係る命令等)

第10条 法第22条第4項の通知書は、特定空家等の命令に係る事前の通知書(様式第10号)により行うものとする。

2 法第22条第3項の規定による命令は、特定空家等適切管理命令書(様式第11号)により行うものとする。

(戒告)

第11条 法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第12号)により行うものとする。

(代執行令書)

第12条 代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書(様式第13号)とする。

(証票)

第13条 代執行法第4条の証票は、代執行責任者証(様式第14号)とする。

(費用の徴収)

第14条 代執行法第5条の費用の徴収は、請求書(様式第15号)により行うものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第9条関係)

様式第10号(第10条関係)

様式第11号(第10条関係)

様式第12号(第11条関係)

様式第13号(第12条関係)

様式第14号(第13条関係)

様式第15号(第14条関係)

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長



空家等立入調査通知書

あなたの（所有・管理）する下記建築物は、空家等と認められるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり立入調査を実施するので通知します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地
用 途
（所有・管理）者の住所及び氏名
- 2 立入調査を実施しようとする事由
- 3 立入調査の実施予定日 年 月 日
- 4 立入調査を行う者 市職員 名
- 5 立入調査の責任者

様式第2号（第4条関係）

（表）

第 号	
立入調査員証	
写 真	所属 職名 氏名
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の 規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日発行	
三郷市長 印	

8 cm

6 cm

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（立入調査等）

第9条（略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（過料）

第30条（略）

2 第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



応急措置実施通知書

あなたの（所有・管理）する空家等について、三郷市空家等の適切な管理に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり応急措置を実施したので、同条第2項の規定により通知します。

なお、応急措置に要した費用は、同条第3項の規定により、あなたから徴収します。

記

1. 対象となる空家等
所在地
用 途
構 造
（所有・管理）者の住所及び氏名
2. 応急措置の内容
3. 応急措置の実施日
4. 応急措置に要した費用 円
5. 応急措置を行う必要があった理由

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長



管理不全空家等適切管理指導書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる管理不全空家等
所在地
用途
(所有・管理)者の住所及び氏名
2. 指導に係る措置の内容
3. 指導に至った事由
4. 指導の責任者
連絡先:
5. 措置の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

三郷市長



管理不全空家等の勧告に係る事前の通知書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号管理不全空家等適切管理指導書により対策を講じるように指導してきたところではありますが、いまだその措置が講じられていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは、三郷市空家等の適切な管理に関する条例第7条の規定に基づき、本件に関し意見を述べることができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

（所有・管理）者の住所及び氏名

2. 勧告しようとする措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先：

連絡先：

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

三郷市長



管理不全空家等適切管理勧告書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号管理不全空家等適切管理指導書により対策を講じるように指導してきたところではありますが、いまだその措置が講じられていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等
所在地
用 途
（所有・管理）者の住所及び氏名
2. 勧告に係る措置の内容
3. 勧告に至った事由
4. 勧告の責任者
連絡先：
5. 措置の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

三郷市長



特定空家等適切管理指導書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第22条第1項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地
用途
(所有・管理)者の住所及び氏名
2. 指導に係る措置の内容
3. 指導に至った事由
4. 指導の責任者
連絡先：
5. 措置の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

三郷市長



特定空家等の勧告に係る事前の通知書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号特定空家等適切管理指導書により対策を講じるように指導してきたところでありますが、いまだその措置が講じられていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは、三郷市空家等の適切な管理に関する条例第8条の規定に基づき、本件に関し意見を述べることができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

（所有・管理）者の住所及び氏名

2. 勧告しようとする措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先：

連絡先：

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

三郷市長



特定空家等適切管理勧告書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号特定空家等適切管理指導書により対策を講じるように指導してきたところでありますが、いまだその措置が講じられていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

（所有・管理）者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

三郷市長



特定空家等の命令に係る事前の通知書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。このまま措置が講じられない場合には、同法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、三郷市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

（所有・管理）者の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先：

連絡先：

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

三郷市長



特定空家等適切管理命令書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、同法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第22条第3項の規定に基づき措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

（所有・管理）者の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先：

連絡先：

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

三郷市長



戒告書

あなたが（所有・管理）する下記特定空家等について 年 月 日付け
第 号により、下記2の措置を行うよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、下記2の措置を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

また、代執行に要するすべての費用は、同法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

（所有・管理）者の住所及び氏名

2. 措置の内容

問い合わせ先

教 示

第 号
年 月 日

様

三郷市長



代執行令書

あなたが（所有・管理）する下記特定空家等について、 年 月 日付け
第 号により戒告しましたが、指定した期日までにその義務が履行されていま
せん。つきましては、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第
2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、代執行法第2条の規定により、あなたから徴収し
ます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

（所有・管理）者の住所及び氏名

2. 代執行の内容

3. 代執行の時期 年 月 日

4. 代執行責任者

5. 代執行に要する費用の概算見積額 円

問い合わせ先

教 示

様式第14号（第13条関係）

代執行責任者証

所属

職名

氏名

上記の者は、 年 月 日付け 第 号の代執行令書に定める代執行責任者であることを証明します。

年 月 日

三郷市長



様式第15号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長



請求書

あなたが（所有・管理）する下記特定空家等について、行政代執行法第2条の規定により行政代執行を行いました。つきましては、同法第5条の規定により、当該代執行に要した費用を下記のとおり請求します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

（所有・管理）者の住所及び氏名

2. 代執行の内容

3. 代執行を行った時期 年 月 日

4. 請求額（実際に要した費用の額） 円

5. 納付期限 年 月 日まで

6. 納付の方法 別添納入通知書によること。

問い合わせ先

5. 条例及び規則新旧対照表

(1) 三郷市空家等の適切な管理に関する条例新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>○三郷市空家等の適切な管理に関する条例</p> <p>平成29年3月27日 条例第9号</p> <p>改正 令和元年12月16日条例第20号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家等 市の区域内に存する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>(2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)</u> 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(応急措置)</p>	<p>○三郷市空家等の適切な管理に関する条例</p> <p>平成29年3月27日 条例第9号</p> <p>改正 令和元年12月16日条例第20号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家等 市の区域内に存する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>(2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。</p> <p><u>(3) 管理不全空家等 そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。</u></p> <p><u>(4)</u> 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(応急措置)</p>

第6条 市長は、法第9条の規定による立入調査等により、空家等が危険な状態となることが切迫し緊急に危機を回避する必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等の同意を得て、その危機を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

(新設)

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。

(新設)

(特定空家等に対する勧告に関する意見の陳述)

第7条 市長は、法第14条第2項の勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(空家等対策協議会)

第9条 法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他の空家等の適切な管理に関し必要な事項を協議するため、三郷市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第10条 協議会は、委員15人以内をもって組織

第6条 市長は、法第9条の規定による立入調査等により、空家等が危険な状態となることが切迫し緊急に危機を回避する必要があると認めるときは、その危機を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、その所有者等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、所有者等又はその所在が判明しないときは、この限りでない。

3 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。

(管理不全空家等に対する勧告に関する意見の陳述)

第7条 市長は、法第13条第2項の勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(特定空家等に対する勧告に関する意見の陳述)

第8条 市長は、法第22条第2項の勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、法第13条第2項の勧告を受けているときは、この限りでない。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(空家等対策協議会)

第10条 法第8条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他の空家等の適切な管理に関し必要な事項を協議するため、三郷市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第11条 協議会は、委員15人以内をもって組織

する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。
(会長)

第12条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- (守秘義務)

第14条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、まちづくり推進部都市デザイン課において処理する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。
(会長)

第13条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- (守秘義務)

第15条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、まちづくり推進部都市デザイン課において処理する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 [第10条第2項](#)に規定する協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和元年12月16日条例第20号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 [第11条第2項](#)に規定する協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和元年12月16日条例第20号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 三郷市空家等の適切な管理に関する条例等の施行に関する規則

新旧対照表 (案)

現行	改正案
<p>○三郷市空家等の適切な管理に関する条例等の施行に関する規則</p> <p>平成29年3月27日 規則第19号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、三郷市空家等の適切な管理に関する条例(平成29年条例第9号。以下「条例」という。)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。</p> <p>(立入調査通知)</p> <p>第3条 法第9条第3項の通知は、空家等立入調査通知書(様式第1号)により行うものとする。</p> <p>(立入調査員証)</p> <p>第4条 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証(様式第2号)とする。</p> <p>(応急措置の同意)</p> <p>第5条 <u>条例第6条第1項の措置を受けようとする所有者等は、応急措置同意兼依頼書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する<u>措置</u>を受けた所有者等は、市長が定める日までに<u>当該措置</u>に係る費用を納付しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>○三郷市空家等の適切な管理に関する条例等の施行に関する規則</p> <p>平成29年3月27日 規則第19号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、三郷市空家等の適切な管理に関する条例(平成29年条例第9号。以下「条例」という。)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。</p> <p>(立入調査通知)</p> <p>第3条 法第9条第3項の通知は、空家等立入調査通知書(様式第1号)により行うものとする。</p> <p>(立入調査員証)</p> <p>第4条 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証(様式第2号)とする。</p> <p>(応急措置に係る通知)</p> <p>第5条 <u>条例第6条第2項の規定による通知は、応急措置実施通知書(様式第3号)により行うものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する<u>通知</u>を受けた所有者等は、市長が定める日までに<u>条例第6条第1項の措置</u>に係る費用を納付しなければならない。</p> <p>(管理不全空家等に係る指導)</p> <p><u>第6条 法第13条第1項の指導は、管理不全空家等適切管理指導書(様式第4号)により行うものとする。</u></p> <p>(管理不全空家等に係る勧告等)</p> <p><u>第7条 条例第7条の意見を述べる機会の付与に</u></p>

(指導)

第6条 法第14条第1項の指導は、空家等適切管理指導書(様式第4号)により行うものとする。

(勧告等)

第7条 条例第7条の意見を述べる機会の付与については、勧告に係る事前の通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 法第14条第2項の勧告は、空家等適切管理勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(命令等)

第8条 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第7号)により行うものとする。

2 法第14条第3項の規定による命令は、空家等適切管理命令書(様式第8号)により行うものとする。

(戒告)

第9条 法第14条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第9号)により行うものとする。

(代執行令書)

第10条 代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書(様式第10号)とする。

(証票)

第11条 代執行法第4条の証票は、代執行責任者証(様式第11号)とする。

(費用の徴収)

第12条 代執行法第5条の費用の徴収は、請求書(様式第12号)により行うものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、空家等

については、管理不全空家等の勧告に係る事前の通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 法第13条第2項の勧告は、管理不全空家等適切管理勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(特定空家等に係る指導)

第8条 法第22条第1項の指導は、特定空家等適切管理指導書(様式第7号)により行うものとする。

(特定空家等に係る勧告等)

第9条 条例第8条の意見を述べる機会の付与については、特定空家等の勧告に係る事前の通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 法第22条第2項の勧告は、特定空家等適切管理勧告書(様式第9号)により行うものとする。

(特定空家等に係る命令等)

第10条 法第22条第4項の通知書は、特定空家等の命令に係る事前の通知書(様式第10号)により行うものとする。

2 法第22条第3項の規定による命令は、特定空家等適切管理命令書(様式第11号)により行うものとする。

(戒告)

第11条 法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第12号)により行うものとする。

(代執行令書)

第12条 代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書(様式第13号)とする。

(証票)

第13条 代執行法第4条の証票は、代執行責任者証(様式第14号)とする。

(費用の徴収)

第14条 代執行法第5条の費用の徴収は、請求書(様式第15号)により行うものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、空家等

の適切な管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(略)

様式第2号(第4条関係)

(略)

様式第3号(第5条関係)

(略)

様式第4号(第6条関係)

(略)

様式第5号(第7条関係)

(略)

様式第6号(第7条関係)

(略)

様式第7号(第8条関係)

(略)

様式第8号(第8条関係)

(略)

様式第9号(第9条関係)

(略)

様式第10号(第10条関係)

(略)

様式第11号(第11条関係)

(略)

様式第12号(第12条関係)

(略)

(新設)

の適切な管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(略)

様式第2号(第4条関係)

(略)

様式第3号(第5条関係)

(略)

様式第4号(第6条関係)

(略)

様式第5号(第7条関係)

(略)

様式第6号(第7条関係)

(略)

様式第7号(第8条関係)

(略)

様式第8号(第9条関係)

(略)

様式第9号(第9条関係)

(略)

様式第10号(第10条関係)

(略)

様式第11号(第10条関係)

(略)

様式第12号(第11条関係)

(略)

様式第13号(第12条関係)

(略)

様式第14号(第13条関係)

(略)

様式第15号(第14条関係)

(略)

(現行)

様式第2号 (第4条関係)

(表)

第 号	
立入調査員証	
写 真	所属 職名 氏名
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の 規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日発行	
三郷市長 印	

6
cm

8 cm

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (抜粋)

(立入調査等)

第9条 (略)

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第16条 (略)

2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

(改正案)

様式第2号 (第4条関係)

(表)

第 号	
立入調査員証	
写 真	所属 職名 氏名
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の 規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日発行	
三郷市長 印	

6
cm

8 cm

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (抜粋)

(立入調査等)

第9条 (略)

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第30条 (略)

2 第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

(現行)

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

応急措置同意兼依頼書

三郷市長 あて

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

下記のとおり私の（所有・管理）する空家等は、私が速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることができません。つきましては、下記に記載されたすべての事項に同意するとともに、必要な応急の措置を講じていただくよう依頼します。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地
用途
（所有・管理）者の住所及び氏名
2. 必要な応急の措置をできない理由
3. 必要な応急の措置の概要
4. 同意する事項
 - (1) 必要な応急の措置の概要
 - (2) 必要な応急の措置を講じること
 - (3) 必要な応急の措置の経費は自己負担であり、私が必ず支払うこと

(改正案)

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



応急措置実施通知書

あなたの(所有・管理)する空家等について、三郷市空家等の適切な管理に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり応急措置を実施したので、同条第2項の規定により通知します。

なお、応急措置に要した費用は、同条第3項の規定により、あなたから徴収します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用途

構造

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 応急措置の内容

3. 応急措置の実施日

4. 応急措置に要した費用

円

5. 応急措置を行う必要があった理由

(現行)

(新設)

(改正案)

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長

印

管理不全空家等適切管理指導書

あなたの(所有・管理)する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 指導に係る措置の内容

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

連絡先:

5. 措置の期限 年 月 日

(現行)

(新設)

(改正案)

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



管理不全空家等の勧告に係る事前の通知書

あなたの(所有・管理)する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、
年
月 日付け 第 号管理不全空家等適切管理指導書により対策を講じるよ
うに指導してきたところではありますが、いまだその措置が講じられていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第13条第2項の規定に基づき、下
記のとおり当該措置をとることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは、三郷市空家等の適切な管理に関する条例第7条の規定に基づき、
本件に関し意見を述べることができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 勧告しようとする措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先:

連絡先:

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

(現行)

(新設)

(改正案)

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長

印

管理不全空家等適切管理勧告書

あなたの(所有・管理)する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号管理不全空家等適切管理指導書により対策を講じるように指導してきたところではありますが、いまだその措置が講じられていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

連絡先:

5. 措置の期限 年 月 日

(現行)

様式第4号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



空家等適切管理指導書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第1項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地
用途
(所有・管理) 者の住所及び氏名
2. 指導に係る措置の内容
3. 指導に至った事由
4. 指導の責任者
連絡先:
5. 措置の期限 年 月 日

(改正案)

様式第7号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



特定空家等適切管理指導書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第22条第1項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地
用途
(所有・管理) 者の住所及び氏名
2. 指導に係る措置の内容
3. 指導に至った事由
4. 指導の責任者
連絡先:
5. 措置の期限 年 月 日

(現行)

様式第5号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



勧告に係る事前の通知書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号 三郷市空家等適切管理指導書により対策を講じるように指導してきたところでありますが、いまだその措置が講じられていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは、三郷市空家等の適切な管理に関する条例第7条の規定に基づき、本件に関し意見を述べることができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理) 者の住所及び氏名

2. 勧告しようとする措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先:

連絡先:

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

(改正案)

様式第8号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

三郷市長



特定空家等の勧告に係る事前の通知書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号特定空家等適切管理指導書により対策を講じるように指導してきたところでありますが、いまだその措置が講じられていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは、三郷市空家等の適切な管理に関する条例第8条の規定に基づき、本件に関し意見を述べることができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

（所有・管理）者の住所及び氏名

2. 勧告しようとする措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先：

連絡先：

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

(現行)

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



空家等適切管理勧告書

あなたの(所有・管理)する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号三郷市空家等適切管理指導書により対策を講じるように指導してきたところでありますが、いまだその措置が講じられていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

連絡先:

5. 措置の期限 年 月 日

(改正案)

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市長



特定空家等適切管理勧告書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号特定空家等適切管理指導書により対策を講じるように指導してきたところでありますが、いまだその措置が講じられていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

（所有・管理）者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

連絡先：

5. 措置の期限 年 月 日

(現行)

様式第7号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



命令に係る事前の通知書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。このまま措置が講じられない場合には、同法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、三郷市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先:

連絡先:

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

(改正案)

様式第10号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



特定空家等の命令に係る事前の通知書

あなたの(所有・管理)する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。このまま措置が講じられない場合には、同法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、三郷市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先:

連絡先:

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

(現行)

様式第8号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



空家等適切管理命令書

あなたの（所有・管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第3項の規定に基づき措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理) 者の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先：

連絡先：

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

(改正案)

様式第11号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



特定空家等適切管理命令書

あなたの(所有・管理)する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、同法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第22条第3項の規定に基づき措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見を述べる場合の提出先

送付先:

連絡先:

5. 意見を述べる場合の期限 年 月 日

(現行)

様式第9号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



戒告書

あなたが(所有・管理)する下記特定空家等について 年 月 日付け
第 号により、下記2の措置を行うよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、下記2の措置を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

また、代執行に要するすべての費用は、同法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 措置の内容

問い合わせ先

教 示

(改正案)

様式第12号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



戒告書

あなたが(所有・管理)する下記特定空家等について 年 月 日付け
第 号により、下記2の措置を行うよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、下記2の措置を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

また、代執行に要するすべての費用は、同法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 措置の内容

問い合わせ先

教 示

(現行)

様式第10号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



代執行令書

あなたが(所有・管理)する下記特定空家等について、 年 月 日付け
第 号により戒告しましたが、指定した期日までにその義務が履行されていま
せん。つきましては、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第
2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、代執行法第2条の規定により、あなたから徴収し
ます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 代執行の内容

3. 代執行の時期 年 月 日

4. 代執行責任者

5. 代執行に要する費用の概算見積額 円

問い合わせ先

教 示

(改正案)

様式第13号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



代執行令書

あなたが(所有・管理)する下記特定空家等について、 年 月 日付け
第 号により戒告しましたが、指定した期日までにその義務が履行されていま
せん。つきましては、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第
2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、代執行法第2条の規定により、あなたから徴収し
ます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 代執行の内容

3. 代執行の時期 年 月 日

4. 代執行責任者

5. 代執行に要する費用の概算見積額 円

問い合わせ先

教 示

(現行)

様式第11号(第11条関係)

代執行責任者証

所属

職名

氏名

上記の者は、 年 月 日付け 第 号の代執行令書に定める代執行責任者であることを証明します。

年 月 日

三郷市長



(改正案)

様式第14号(第13条関係)

代執行責任者証

所属

職名

氏名

上記の者は、 年 月 日付け 第 号の代執行令書に定める代執行責任者であることを証明します。

年 月 日

三郷市長



(現行)

様式第12号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



請求書

あなたが(所有・管理)する下記特定空家等について、行政代執行法第2条の規定により行政代執行を行いました。つきましては、同法第5条の規定により、当該代執行に要した費用を下記のとおり請求します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 代執行の内容

3. 代執行を行った時期 年 月 日

4. 請求額(実際に要した費用の額) 円

5. 納付期限 年 月 日まで

6. 納付の方法 別添納入通知書によること。

問い合わせ先

(改正案)

様式第15号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

三郷市長



請求書

あなたが(所有・管理)する下記特定空家等について、行政代執行法第2条の規定により行政代執行を行いました。つきましては、同法第5条の規定により、当該代執行に要した費用を下記のとおり請求します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

(所有・管理)者の住所及び氏名

2. 代執行の内容

3. 代執行を行った時期 年 月 日

4. 請求額(実際に要した費用の額) 円

5. 納付期限 年 月 日まで

6. 納付の方法 別添納入通知書によること。

問い合わせ先